

塩竈市障害児通園事業施設（塩竈市ひまわり園）指定管理者募集要項

1 募集概要

塩竈市では塩竈市障害児通園事業施設（塩竈市ひまわり園）を設置し、平成15年度から児童デイサービス事業を実施してきました。管理運営業務について、民間の能力を活用した効果的・効率的な施設運営と市民満足度の向上を図るため、平成20年10月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を行ってきました。

この度、現在の指定管理者による管理運営業務が令和9年3月31日をもって満了することから、地方自治法第244条の2第3項、塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第27号）及び塩竈市障害児通園事業施設条例（平成15年条例第6号）の規定に基づき、指定管理者を募集します。

2 施設概要

名称	塩竈市障害児通園事業施設 塩竈市ひまわり園
所在地	宮城県塩竈市藤倉二丁目20番1号
構造	鉄骨造一部2階建（塩竈市ひまわり園と塩竈市藤倉保育所併設型）
敷地面積	2077.1㎡
建築面積	150.5㎡
開園日	平成10年4月1日
主な施設内容	・遊戯室 55.8㎡ ・保育室 17.4㎡ ・母子控室 17.4㎡ ・指導員室 14.2㎡ ・その他（トイレ等） 45.7㎡
定員	15名以内
開園時間	平日 9：00～17：45
休園日	・土曜日、日曜日 ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ・年末年始（12月29日～1月3日）

3 施設の運営状況（令和5年～令和7年度）

（単位：人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
定員	15	10	10
開設日数	240	239	239
契約者数	40	35	27
延べ利用人	2,703	2,180	1,743
1日平均利用人数	11.3	9.1	7.3
利用率	75.3%	91.0%	73.0%

※上記定員は、これまでの利用状況を踏まえ、市と指定管理者が協議の上、設定した人数。

4 管理の基本方針等

(1) 管理の基本方針

- ①公の施設としての位置付けを理解し、効率的な管理運営に努めること。
- ②利用者の平等な利用の確保すること。
- ③利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。
- ④施設の利用促進に努め、利用者の満足度を高めるよう努めること。
- ⑤市民の雇用に努めること。
- ⑥市と密接に連携を図りながら、管理運営にあたること。

(2) 業務の範囲

- ①児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）及び同条第4項に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）の利用許可（ひまわり園に通園する児童の保護者との契約）に関すること。
- ②児童発達支援及び放課後等デイサービスの実施（送迎を含む。）に関すること。
- ③利用料金の徴収に関すること。
- ④管理物件の維持管理に関すること。
- ⑤ひまわり園を利用する兄弟支援に関すること。
- ⑥地域の障害児の子育て支援に関すること。
- ⑦その他市長が必要と認めること。

※詳細は、別紙「仕様書」を参照願います。

※指定管理者が行う管理業務の処理を第三者に請負わせ、又は委託することはできません。

ただし、清掃業務、警備業務等、市長が認める一部の業務については予め市長の承認を得て再委託を行うことができます。

5 指定期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3か年間）

6 募集

(1) 募集方法

指定管理者の募集は、公募型プロポーザル方式により実施します。

(2) 募集要項の配布

募集要項は、令和8年8月3日（月）から9月25日（金）まで塩竈市福祉子ども未来部生活福祉課窓口（壱番館1階）及び市ホームページにて配布します。

(3) 説明会

申請方法、申請書類、指定管理者の業務、募集に係る内容についての説明会を下記の通り開催します。

なお、施設の現地見学会は行いませんが、見学を希望する場合は、個別に施設と日程調整を行いますので、参加申込時にご相談ください。

①開催日時

令和8年8月12日（水）10時から

②会場

市民交流センター（壱番館）5階会議室（予定）

③参加申込方法

令和8年8月7日（金）17時15分までに下記内容を記載の上、「14 問い合わせ先・提出先」まで電子メールまたはFAXにて送信し、送信したことを電話にてご連絡ください。不着の場合は、不着原因の所在を問わず出席をお断りすることがありますのでご注意ください。

④参加申し込みに必要な事項

- ・指定管理者候補者名（法人等名称）
- ・出席者氏名
- ・連絡先（電話及びFAX・電子メールのいずれかまたは双方）

7 申請

(1) 申請資格等

①申請資格

児童福祉法に基づく宮城県内の指定障害児通所支援事業者（児童発達支援・放課後等デイサービス事業者）に係る活動を行う法人又は団体（以下「法人等」という。）とします。個人による応募や同一の法人等による複数申請は受け付けません。複数の法人等で構成されるグループの申請を認めますが、代表となる法人等を決めてください。なお、単独で申請した法人等はグループの構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることはできません。

また、塩竈市指名競争入札参加資格承認簿登録が必要ですので、予め塩竈市総務部管財契

約課契約係（本庁舎 2 階）にて手続き願います。

②欠格事項

次のいずれかに該当する法人等（グループの場合は構成員を含む。）は、申請することができません。

- ア. 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する法人等
- イ. 募集開始日から遡り直近 1 年間に国税及び地方税を滞納している法人等
- ウ. 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てをしている法人等、民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしている法人等
- エ. 銀行取引の停止、主要取引先との取引の停止、募集開始日から遡り直近 1 年間に手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実がある法人等
- オ. 募集開始日から遡り直近 1 年間に市から指名停止を受けている法人等
- カ. 暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人等
- キ. 役員等（法人にあっては役員及び経営に実質的に関与している者、団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等、又は役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている法人等
- ク. 指定管理者の指定の取り消しを受けたことがある法人等

(2) 申請方法

①提出書類

申請にあたっては、下記の書類を期限までに提出すること。様式は、日本工業規格 A 4 とします。ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、A 4 以外でも差し支えありません。

- ア. 申請資格を有していることを証する書類
- イ. 事業計画書
 - ・基本方針
 - ・業務計画
- ウ. 収支計画書
- エ. 運営体制・組織関係を説明する書類
 - ・組織図
 - ・職員の配置計画（施設長・防火管理者等の選任）
 - ・職員の雇用計画（就業規則・給与規定・経理規定等を添付）
 - ・資格等取得状況
 - ・一部業務委託（再委託）計画
- オ. 経営状況を説明する書類

- ・過去3か年の法人税納税証明書、消費税納税証明書（原本）
- ・過去3か年の貸借対照表、損益計算書

カ. その他の書類

- ・登記事項証明書
- ・定款・規約又はこれらに類する書類
- ・役員名簿

②提出部数

正本1部及び副本8部を提出すること。副本は、正本を複写して作成してください。

③提出期限

令和8年9月25日（金）17時15分まで（厳守）

④提出場所

「14 問い合わせ・提出先」に直接持参ください。

⑤留意事項

- ア. 申請に関して必要な費用は、すべて申請者の負担となります。
- イ. 提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- ウ. 提出された申請書類は、塩竈市情報公開条例による公文書となるため、同条例の規定により公開されることがあります（同条例の規定による非開示情報を除く）。
- エ. 申請書類の著作権は、申請者に帰属しますが、選定委員会後、市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。
- オ. 選定委員会委員及び本件に従事する市職員に対して、本件提案についての接触を禁じます。
- カ. 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- キ. 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

8 指定管理候補者の選定

(1) 選定方法

市は、選定委員会を設置し、提出された書類の審査、公開プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定基準に基づいて評価を行い選定します。

- ①選定委員会で総合評価点が最も高い事業者を候補者として選定します。
- ②総合評価点が最も高い事業者が2者以上あるときは、後日、当該事業者によるくじ引きを行い、候補者を選定します。
- ③候補者として選定されたものが、何らかの理由により選定結果を取り消された場合又は辞退した場合は、次順位者を候補者として選定します。
- ④総合評価点が最も高い事業者の総合評価点が最低基準点（審査評価点上限の7割）に満たない場合は、候補者を選定しません。
- ⑤選定委員会における選定結果については、申請者全員に文書で通知します。

(2) 選定基準

大項目	小項目
住民の平等な利用が確保されること	住民の平等利用についての考え方とその実現方法
	情報公開・個人情報保護に対する考え方とその実現方法
事業計画の内容が施設の効用を最大限発揮させるとともに、経費の縮減が図られるものであること	施設の維持管理の方針と内容
	収支計画の内容及び実現の可能性
	利用者の満足度上昇及び増加を図るための具体的手法及び期待される効果
事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること	安定的な運営が可能となる人的能力及び経営基盤の保有について
	有資格者の確保について
	類似施設の運営実績
	施設運営に係る関係機関との協力体制の実現方法
施設の性質又は目的に応じて別に定める基準	地域からの雇用に対する考え方
	緊急時の対応について
	自主管理評価について
	障害児の療育・発達支援に資する提案内容や専門知識を活用した利用者への支援

(3) 公開プレゼンテーション及びヒアリング

①日 時

令和8年10月9日（金）を予定しています。日時及び場所については、後日通知します。

②出席者及び説明者

出席者は、3名以内とし、どなたが説明を行っても構いません。

③説明時間

30分以内

④その他

プロジェクタを使用することができます。使用する場合は、必ず事前に申し出てください。
また、パソコンはご持参ください。

9 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、指定管理者候補者が当該施設の指定管理を行う旨の議案を塩竈市議会に提案し、その議決を受けて行います。

議決後速やかに市と指定管理者との間に締結する協定の内容、その他指定管理者に管理業務を行わせるために必要な具体的協議を行います。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、候補者が当該業務及び管理のために支出した費用等については、一切補償いたしません。

1 0 利用料金等

利用料金は、地方自治法及び施設条例に基づき、指定管理者が施設条例に規定する金額の範囲内において、予め市の承認を受けて定め、利用者から徴収することができます。徴収した利用料金は、指定管理者の収入とします。

指定管理者は、塩竈市ひまわり園の設置目的等を効果的に達成するための自主事業及び、当館を訪れる利用者の利便性の向上を目的とした有料サービスの提供などができます。ただし、あらかじめ塩竈市と協議し、承認を受けるものとします。その際の収入は、指定管理者の収入とすることができます。

1 1 指定管理料

本市は、指定管理者に塩竈市ひまわり園の利用に係る利用料金による収入及び児童福祉法に基づく障害児通所給付費により施設を運営いただくため、指定管理料は支払いません。

1 2 選定スケジュール

- (1) 募集要項の配布 令和8年8月 3日（月）
- (2) 説明会 令和8年8月12日（水）10時から
- (3) 質問の受付 令和8年8月17日（月）17時15分まで
- (4) 質問の回答 令和8年8月24日（月）
- (5) 募集締め切り 令和8年9月25日（金）17時15分まで
- (6) 公開プレゼンテーション・ヒアリングの開催 ※公開
令和8年10月9日（金）
- (7) 指定管理者選定委員会での審査 ※非公開
令和8年10月9日（金）
- (8) 審査結果の通知 令和8年10月下旬
- (9) 協定の締結 令和9年3月まで

※指定管理者選定委員会での審査年月日は、予告なく変更することがあります。

1 3 その他

(1) 引継ぎ

事業全般を円滑に実施するため、令和9年3月31日までに、施設の管理・運営に関して十分な引継ぎを行うこととします。なお、業務の引継ぎに係る経費については、原則として指定管理者が負担するものとします。

(2) 指定の取り消し・業務の停止

指定管理者が行う施設管理の適正を期すために市が行う指示に従わない時、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

(3) 仕様書の確認

上記の他、要項に記載のない事項については、仕様書に記載していますので、必ず仕様書を確認してから申請を行ってください。

1 4 問い合わせ先・提出先

郵便番号：985-0052

所在地：宮城県塩竈市本町1番1号

部署名：塩竈市福祉子ども未来部生活福祉課障がい者支援係

電話番号：022-364-1131

FAX：022-366-7167

電子メール：syogaifukushi@city.shiogama.miyagi.jp

※FAX・電子メールを送信された際は、不着事故防止のため必ず電話にてご一報願います。